

資 料

(法人等の実質的支配者（BO）に係る
情報の把握等に関する有識者会議)

2026年 9 月24日

内閣官房

法人等の実質的支配者情報関係制度準備室

1. 国際情勢を踏まえた対応の必要性 (FATF第5次対日相互審査等)

2. 国内における対応の必要性

3. 制度案について (法人・信託)

4. 議論いただきたい事項

マネー・ローンダリング等対策の国際基準への対応

FATF概要

FATF : Financial Action Task Force (金融活動作業部会)

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融^(注) 対策の国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み（200以上の国・地域に適用）。
（注）大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与
- 各国の国際基準の履行状況を確認するため、相互審査を実施。
- 2021年の第4次対日相互審査において、日本は**重点フォローアップ国**。
※指摘事項への対応のため、関係法令を束ねた「FATF勧告対応法」が成立（2022年12月）。
- **第5次対日相互審査は2028年夏頃**の予定。

<評価の分類>

通常フォローアップ国

重点フォローアップ国

観察対象国

… 3年後までに進捗を示す必要

… 1年後までに進捗を示す必要



グレイリスト
ブラックリスト

<観察対象国、グレイリスト・ブラックリストになった場合の影響>

- ハイレベル使節団の派遣・調査、国名公表、メンバーシップ停止・除名。
- 国名公表された場合、各国の金融機関は当該国の金融機関との取引においてリスク管理を強化。

FATF勧告（法人の悪用防止）の要請

背景

○ 国際的な法人等の支配関係の透明性向上の必要性

- 実体のない法人を悪用した事例が多数明らかになり、法人の実質的支配者（Beneficial Ownership：BO）の把握が必要との問題意識が国際的に増大。

※実質的支配者とは、法人の意思決定を実質的にコントロールすることができる自然人。

- FATF第4次対日相互審査後の2022年3月、FATFはBOに関するFATF勧告を強化・改訂。
- FATF勧告は各国に対して、以下の点につき法整備を行い実施することを要求。
 - ① すべての法人に対しBO情報の把握を義務付けること
 - ② 法人が自ら把握したBO情報の公的機関への届出を義務付けること
 - ③ 捜査当局等が公的機関の情報にタイムリーにアクセスできること

海外諸国の状況

- G7の中で、BO情報の届出を義務付ける制度がないのは日本のみ。



**法人のBO情報の把握・登録等に関する制度を整備するため、
新たな法律により対応予定**

FATF勧告（信託の悪用防止）の要請と対応

国際的な信託の支配関係の透明性向上が必要な背景

- 信託は、重要かつ正当な目的で設定されることが多いが、犯罪者が信託のスキームを利用し、マネー・ロンダリング対策等を回避する目的で悪用されることがFATF文書で指摘されている。
※FATFガイダンスペーパー『法的取極の実質的支配者と透明性』参照。
- 2023年にFATF勧告25（信託の透明性と実質的支配者）が改訂。
 - 信託に関する十分、正確かつ最新の「BO情報」を確実に入手する必要。
※BO：Beneficial Ownership（実質的支配者）
 - 「信託のBO情報」には、委託者、受託者、受益者等に関する情報を含む必要。
 - 権限のある当局がそれらの情報を効率的かつタイムリーに取得又はアクセスできる必要。

日本の現状

- 日本の信託は、信託法に基づく信託（商事信託・民事信託）及び外国法に基づく信託。
- しかしながら、「信託のBO情報」の把握を義務付ける制度がない状況。



新法による対応

- FATFの要請を踏まえ、法人に関するBO情報の把握・登録制度に加えて、信託についても「BO情報」の把握等を求める制度を整備する予定。

1. 国際情勢を踏まえた対応の必要性
(FATF第5次対日相互審査等)

2. 国内における対応の必要性

3. 制度案について (法人・信託)

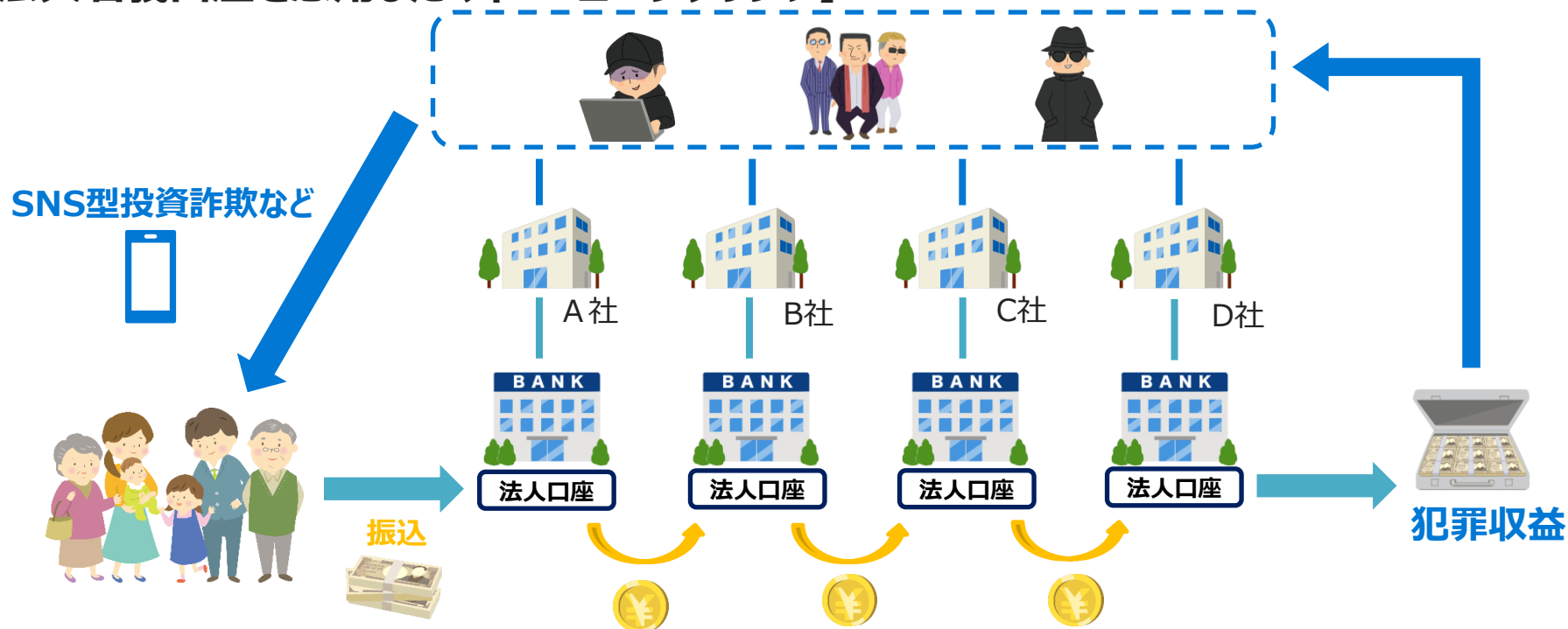
4. 議論いただきたい事項

法人等の実質的支配者情報に関する制度の必要性

近年、特殊詐欺などを背後で操る「匿名・流動型犯罪グループ」（トクリュウ）等の反社会的勢力の支配下に多数の法人（ペーパーカンパニー等）を設けてその法人の口座間で送金を繰り返す事例など、捜査当局において資金の流れを把握するのが困難な事例が生じている。

【事例】 令和3年9月から令和5年8月にかけて、マネー・ローンダリングを行っていた会社役員の男らを逮捕。逮捕当時、男らは**約500社のペーパーカンパニーに係る約4,000の法人口座**を管理していた。 出所：警察庁「令和7年版 警察白書」
（参考）日本経済新聞（2024年6月1日）によれば、マネー・ローンダリングされた犯罪収益は**約700億円**に及ぶ。

【法人名義口座を悪用したマネー・ローンダリング】



政府方針との連携について

骨太の方針2026

○ 経済財政運営と改革の基本方針2026（2026年7月21日閣議決定）（抄）

3. 国民の安全・安心の確保

（3）治安・安全の確保

マネロン対策や経済安全保障等への対応に向け、法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める¹⁰²。

¹⁰²令和10年夏のF A T F（金融活動作業部会、Financial Action Task Force）第5次対日相互審査を見据えた対応。

犯罪対策閣僚会議

○ 詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策（2026年7月28日）（抄）

1 特殊詐欺対策

（4）国内における治安力の強化

ウ 法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

F A T F（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査を見据え、マネロン対策等にも資するよう、関係省庁と連携して法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

○ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（2026年1月23日）（抄）

第2 土地取得等のルールの中身を、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

1. 土地所有等情報の透明性向上

iv 今後の課題

・ 土地等を所有している者が法人の場合に、当該法人を実質的に支配している者（実質的支配者）の国籍等の把握をより強化する必要がある。政府においては現在、**マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する多国間の枠組みであるF A T F（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査（令和10年夏頃）に向け、法人の実質的支配者の把握強化を検討しており、この検討と連携して土地等の実質的所有者を把握する仕組みについての検討を進める。**

1. 国際情勢を踏まえた対応の必要性
(FATF第5次対日相互審査等)
2. 国内における対応の必要性
3. 制度案について (法人・信託)
4. 議論いただきたい事項

BO新法（法人）の方向性①

BO新法（法人）の目的

- 正確かつ最新のBO情報を記録した公簿の整備等により、法人の実質的支配者による法人格の悪用を防止。

※トクリュウなどによるマネロン等への対策や経済安全保障における活用を中心としつつ、土地等の実質的所有者の把握への活用など、法人格の悪用の防止や適正な行政事務の遂行のため、各種の行政分野（許認可等）での活用も検討。

対象の範囲

- 上場企業等を除き、全ての内国法人を対象。

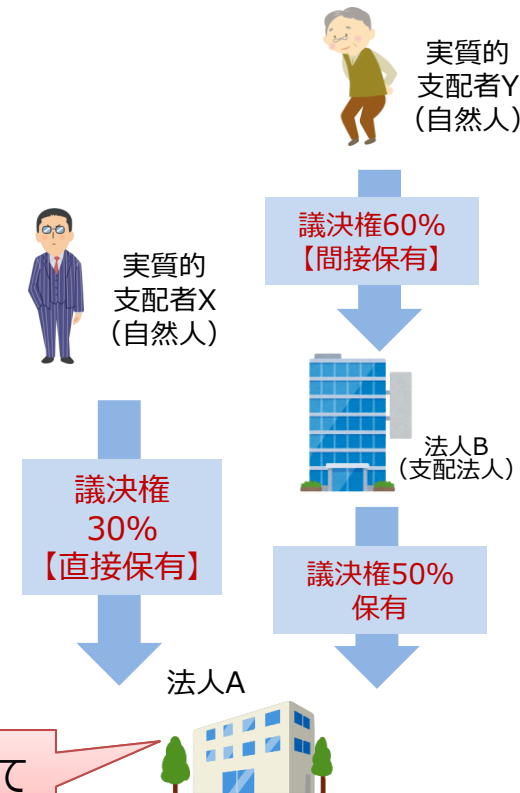
※一部の外国法人も対象とすることを検討。

（①国内で継続的に取引、②国内に事務所を設置、③国内の不動産を所有）

BO情報の把握・届出

- 法人は、BO情報（氏名、住所、生年月日及び国籍とすることを検討）を把握し、その設立時に公的登録機関に届け出るとともに、当該情報の変更時にも、その旨を届け出る。

※BOの定義は、資本多数決法人の場合、総議決権の25%超を直接又は間接に有する自然人等とすることを検討（犯収法上の定義もそろえることを検討）。



BO新法（法人）の方向性②

公的登録機関が保有するBO情報の閲覧

○ 公的登録機関が保有するBO情報の閲覧は次の場合に限定。

- ・ 行政機関が法令で定める事務の遂行上必要な場合
- ・ 犯収法上の特定事業者が届け出た法人の同意を得た場合

※銀行等による閲覧は同意不要とする方向で検討中。

※BO情報の閲覧に当たっては、①一定の金銭負担を求めることや、②不正確なBO情報を知った場合の通報義務を設けることを検討。

届出の方法

- オンラインによる届出を基本（郵送を含む書面届出も許容）。
- 法人の負担軽減の観点から、法人と接点が多い関係者（銀行や士業等犯収法上の特定事業者）が法人に代わりBO情報を提出することも可能。

届出の期間

- 既存法人は、新法施行の日から一定の期間内にBO情報を届出。

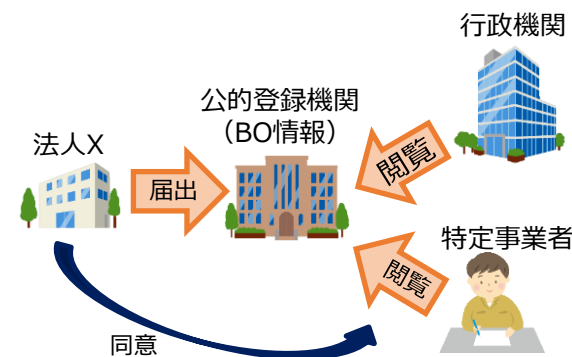
※新法施行前の事前の届出も認める予定。

※情報の変更などがあった場合、それを知った日から法定の期間内に変更の届出。

届出の履行確保

- 届出を行わない法人に対しては、まずは催告等を行い、届出を促す。それでも届出を行わない者などには、罰則※を設けて対応。
- 法人格等の違法な利用の防止を図るため、届出期限を経過した日から3年間届出をしないときに登記の閉鎖等の措置を講ずることを検討。

※罰則は、過料を検討しているが、隠蔽目的での虚偽届出のような悪質な違反については、刑事罰を検討。



BO新法（信託関連）の方向性

BO新法（信託関連）の目的

- 正確かつ最新の「信託関係当事者」の情報を受託者に保持させること等により、「信託関係当事者」による信託の悪用を防止する。

※新法では、「信託のBO」に対応する概念として「信託関係当事者」と整理。

対象の範囲

- 信託法で規定されている信託及び一部の外国信託（注）を対象。

（注）信託業法に規定する外国信託会社が国内において信託の引受けを行うものを対象。

（個々の信託が新法の適用範囲か否かは、信託業界の実務を踏まえて丁寧に検討）

信託関係当事者の情報の把握・保存

- 受託者は、「信託関係当事者」の情報を把握し、正確・最新の内容に保つ義務を負う。
- 「信託関係当事者」の定義は、①委託者、②受託者、③受益者、④出資、融資、取引その他の関係を通じて信託の目的の達成のために必要な行為に支配的な影響力を有する自然人、⑤これらの者に準ずる者として政令で定めるもの。

- 当該情報を記載又は記録した書面又は電磁的記録を作成・保存。

※信託契約等が書面又は電磁的記録の場合は、この記録にあることをもって代えることができる。

- 受託者は、当該書面等を信託の清算の終了の日から法定の期間保存する義務。

※記録の作成・保存義務違反、虚偽の書面作成の場合は、罰則（過料）を設ける。

※法定の期間については、7年間とすることを検討。

信託関係当事者の情報の確認方法

- 行政機関は、事務の遂行上必要な場合には、受託者に対して「信託関係当事者」の情報の提示を求めることができる。

受託者は他の「信託関係当事者」も把握

委託者 受益者 等



受託者
(信託会社等)



行政機関



1. 国際情勢を踏まえた対応の必要性
(FATF第5次対日相互審査等)
2. 国内における対応の必要性
3. 制度案について (法人・信託)
4. **議論いただきたい事項**

議論いただきたい事項

1. BO制度の必要性について

⇒ 国際・国内情勢を踏まえ、法人が実質的支配者（BO）情報を把握し、届け出ることを義務付けることについてどのように考えるか。また、そうした方向性を想定した場合に、想定される課題、留意すべき点はあるか。

2. 制度の方向性について

⇒ 制度内容（対象となる法人の範囲、届出情報、行政機関等による閲覧、罰則の有無など）や制度の円滑な運用（周知広報など）に当たって、留意すべき点はあるか。

【参考資料】

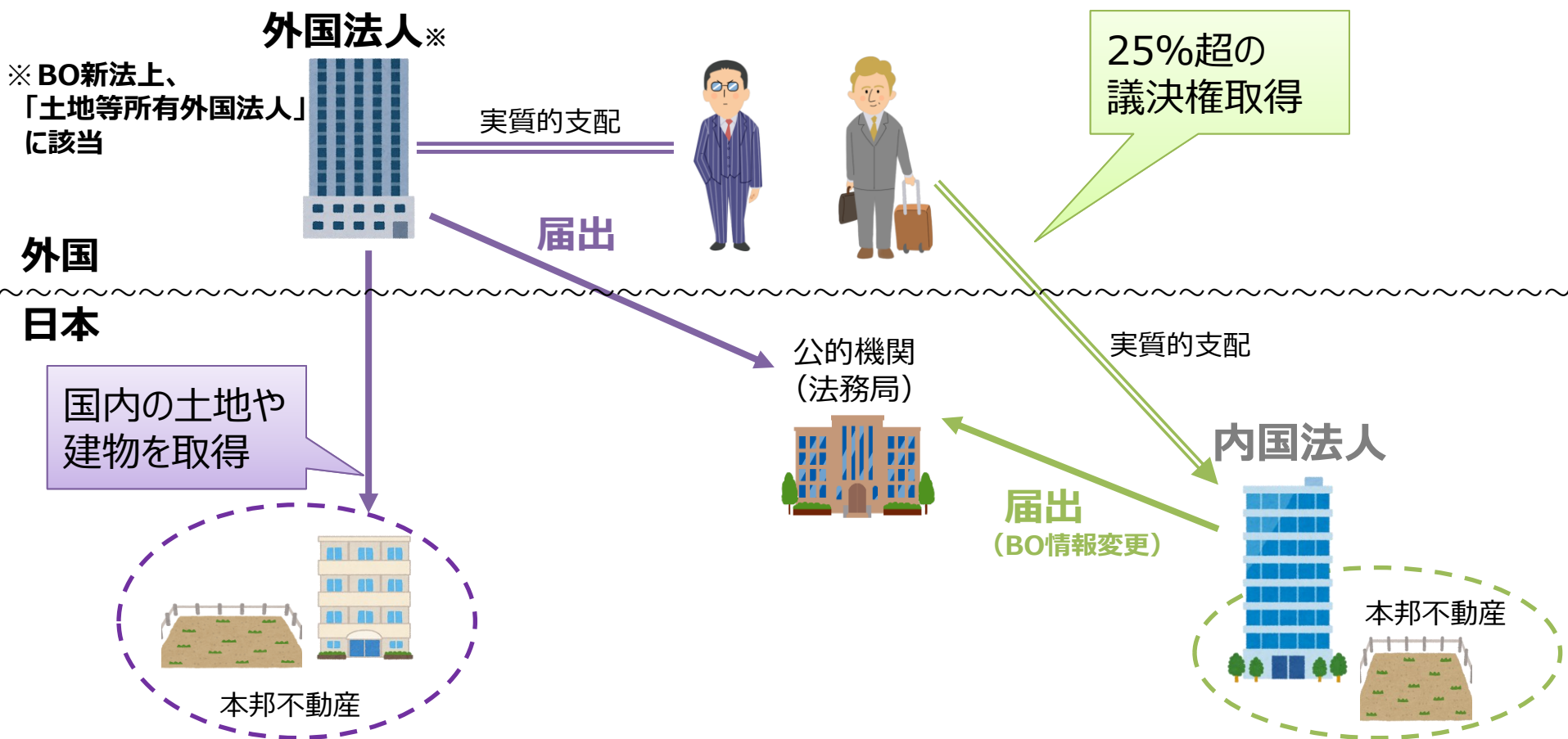
BO情報の活用案（土地等を所有する法人の支配関係の透明化）

①外国法人による不動産取得の場合

- 外国法人が国内の土地や建物を取得したとき、当該外国法人にBO情報の届出義務。

②内国法人を通じた不動産取得の場合

- 国内不動産を所有する内国法人の25%超の議決権を取得等したとき、当該法人にBO情報変更の届出義務。



諸外国における類似制度（法人の悪用防止）

	ドイツ	イギリス	シンガポール
法律	Geldwäschegesetz （資金洗浄防止法）	Companies Act 2006 （会社法）	Companies Act 1967（会社法） Limited Liability Partnerships Act 2005 （有限責任事業組合法）
管理 機関	Bundesanzeiger Verlag GmbH （連邦公告出版社）	Companies House （会社登記所）	ACRA （会計・企業規制機構）
対象	私法上の法人及び登記された人的会社	会社法の下で設立された会社等 （一部上場企業等を除く）	シンガポールに設立された会社、外国会社、 有限責任事業組合 等 （一部上場企業等を除く）
登録 情報	氏名、生年月日、居住地、国籍、経済的利益 の種類・範囲等	氏名、生年月日、居住国、国籍、サービスアド レス、住所、BOとなった日付、支配の性質	氏名、身分証明番号、国籍、住所、メールアド レス、電話番号、BOとなった日付
正確性の 確保	義務対象者（金融機関、公証人等）が登 録情報と異なるBO情報を把握した場合の報 告義務	・通知制度：法人がBOかどうか疑わしい者に 通知を送付し情報提供を求める義務。通知受 領者も受領後 1 か月後に回答する義務。 ・本人確認義務：BOは就任後14日以内に 本人確認を行う義務を負う	・公的機関による事前通知なしの抜き打ち検 査 ・金融機関等が登録情報と異なるBO情報を 把握した場合、疑わしい取引の報告義務
情報への アクセス	・行政機関、裁判所、義務対象者、正当な利 益を証明した者 ・一般公開は不可	・警察・法執行機関（税務・歳入関税庁な ど）、金融行為規制機構等の規制当局、裁判 所命令に基づく者 等 ・一部情報の一般公開	・行政機関（商業犯罪局、汚職調査局、内 国歳入庁、金融管理局、警察等） ・一般公開は不可
罰則	・通常の秩序義務違反：10万ユーロ以下の罰 金 ・重大・組織的・継続的違反：100万ユーロ以 下の罰金 ・一定条件を満たす事案の公表	・義務違反に対して2年以内の拘禁刑もしくは 罰金 ・通知制度に応答しなかった者が保有する法 人の株式権利等を凍結	義務違反に対して、25,000シンガポール ドル以下の罰金